

「出雲市子ども・子育て支援事業計画(いきいきこどもプラン)中間年における見直し(案)」へのご意見(パブリックコメント)と市の考え方

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
1	1. 事業計画の見直しにあたって	(2) 計画見直しの趣旨	1	<p>1 計画の構成について</p> <p>計画の見直しの趣旨には、近年の保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出などの環境変化に伴い、子どもへの教育・保育、地域の子育て支援、市民の医療・福祉サービスに対するニーズは変化しており、「量の見込み」「確保方策」と実績との間に大きな乖離が生じ、事業計画の見直しが必要となっているものもあると記されているが、これらの変化等に起因する待機児童対策として実施された各施設の定員の弾力化等による対応や定員増の取組等について全く記述されていない。</p> <p>家庭や地域の教育力の低下が指摘されている中で、子どもの健やかな発達・成長のために重要な役割を果たす家庭や地域の教育の担い手となる一般市民には今回の計画見直しの趣旨が分かりにくい内容となっている。</p> <p>教育・保育施設等の関係者や関係団体・行政関係者等に分かるだけではなく、一般市民の子ども・子育て支援に対する理解・認識が深まるよう、本計画の見直しの背景と目的、幼児期の学校教育・保育の現状と課題、課題解決に向けた取組の経緯及び今後の取組方針について項目を立てて記述すべきである。</p>	<p>幼児期の学校教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の現状と課題、課題解決に向けた取組の経緯及び今後の取組方針については、3ページ以降で事業毎に記載しています。</p> <p>また、(2)計画見直しの趣旨の中に、「各事業の現状と課題、また課題解決に向けた取組の経緯を踏まえ」と追記します。</p> <p>さらに、ご意見をふまえ、P3(1)認定区分別の見直し中「確保方策見直しの考え方」の2号、3号認定の記載に、年度当初からの定員の弾力化で対応することとなった理由を追記し、下記のとおり修正します。</p> <p>「2号、3号認定については、平成29年度の確保の実績値及び認可保育所・認定こども園の定員変更等に関する意向調査結果を踏まえると、施設整備を含めた定員の拡充で対応しきれない状況が見込まれます。待機児童を出さないための緊急避難的な対策として、施設及び保育士配置基準を満たす施設において、年度当初からの定員の弾力化も行いながら入所児童の定員増を図るよう、確保方策を設定しました。」</p>
2	1. 事業計画の見直しにあたって	(2) 計画見直しの趣旨	2	<p>2 計画見直しの経過について</p> <p>今回の計画見直しにあたっては、人口推計値を踏まえ5か年事業計画の見直しについて出雲市子ども・子育て会議での3回の議論を経て計画(案)が作成され、その後パブリックコメントが実施されたところである。</p> <p>市の中長期計画は市民生活に直結するものであり、策定にあたり市民に意見を求め計画に反映するパブリックコメントの手続きは重要かつ必要不可欠なプロセスであることから、本計画は子ども・子育て会議での議論の経過に加えパブリックコメントを実施して策定される旨を明記すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、(2)計画見直しの趣旨の中に、「さらに、パブリックコメントを実施し、市民意見を計画に反映しました。」と追記します。</p>

「出雲市子ども・子育て支援事業計画(いきいきこどもプラン)中間年における見直し(案)」へのご意見(パブリックコメント)と市の考え方

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
3	全般		1	<p>3 量の見込み・確保方策の表現について</p> <p>計画の見直しの趣旨には、5か年計画に定める「量の見込み」「確保方策」は、子どもの推計人口を基にアンケート調査や過去の実績及び地域の実情などを踏まえ算出している旨が記されているが、「量の見込み」や「確保方策」が「人数」や「か所数」を表すことについては一般市民には馴染みがなく分かりにくい表現となっている。</p> <p>「量の見込み」とは何を見込むのか、「確保方策」とは何をどのような方法で確保するのか説明する必要がある。</p> <p>例えば、幼児期の学校教育・保育事業の見直しにおいては、「量の見込み」とは教育・保育施設を利用する子どもの人数の見込みであり、「確保方策」とは教育・保育施設を利用する子どもの受入施設ごとの人数となっている。この場合の見直し前及び見直し後の表の区分については、「量の見込み」や「確保方策」の文言は一般市民に分かりやすい「利用予定人数」や「施設の受入人数」等の表現にすべきではないか。</p>	<p>「量の見込み」「確保方策」は、本計画策定時に国から示された表現であり、この文言を使用することとされていましたが、ご意見のとおり、分かりにくい表現となっていますので、用語の解説を追記します。</p>
4	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	I 幼児期の学校教育・保育事業の見直し (1) 認定区分別の見直し	1	<p>4 教育利用を希望する2号認定子どもへの対応について</p> <p>認定区分別の見直し表において、教育利用を希望する2号認定子どもについては、見直し前は29～31年度は毎年790人前後の見込みとなっているが、見直し後は0となっている。教育・保育施設別見直し表においては、見直し前は教育利用を希望する2号認定子どもについては幼稚園の預かり保育事業や認定こども園により対応すると記されているが、見直し後は教育利用を希望する場合は、ほぼ1号認定となると記されている。</p> <p>保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出等の環境の変化に伴い、子どもへの教育・保育に対するニーズは大きく変化しており、教育利用を希望する2号認定子どもについては保護者のニーズを尊重し従来どおり幼稚園の預かり保育事業や認定こども園により対応すべきではないか。</p>	<p>平成26年度の当初計画策定時において、前年度に国が示した計画策定に係る「手引き」に従い、2号認定の教育利用というカテゴリーを設けておりました。</p> <p>しかし、保護者の就労状況が2号認定になる方であっても、幼稚園はそもそも就労要件を必要としないことから、今では幼稚園希望の全ての方が就労証明等の不要な1号認定の申請をされているのが実態です。あえて2号認定の教育利用を区分する必要性も低く、また保護者にとっては特段の利点もないことから、今後も2号認定の教育利用希望者はないものと見込みました。</p> <p>なお、幼稚園及び認定こども園における預かり事業は、1号、2号の認定区分によらず、在籍園児であれば誰でも利用できます。</p>

「出雲市子ども・子育て支援事業計画(いきいきこどもプラン)中間年における見直し(案)」へのご意見(パブリックコメント)と市の考え方

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
5	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	I 幼児期の学校教育・保育事業の見直し (2) 教育・保育施設別の見直し	1	5 保育所定員の弾力化について 30年度の保育施設利用見込みに対する不足については、年度当初からの「定員の弾力化」により対応する旨が記されている。定員の弾力化とは待機児童解消のため保育所定員を超えて入所できるようにすることであり、従来から待機児童解消のため定員の弾力化や定員増の取組が実施されていると思われる。定員は子どもの安全や保育の質を十分に確保するために保育士等の人的体制や施設設備の整備状況はじめ保育所の経営資源や経営理念等により決定されるべきもののはずであり、一般市民に定員の弾力化の意味・内容等について分かりやすく説明する必要がある。 幼児期の学校教育・保育の現状と課題及び課題解決に向けた取組の経緯及び今後の取組方針として本計画に項目を立てて保育所定員の弾力化について記述すべきである。	ご意見をふまえ、P3(1)認定区分別の見直し中「確保方策見直しの考え方」の2号、3号認定の記載に、年度当初からの定員の弾力化で対応することとなった理由を追記し、下記のとおり修正します。 「2号、3号認定については、平成29年度の確保の実績値及び認可保育所・認定こども園の定員変更等に関する意向調査結果を踏まえると、施設整備を含めた定員の拡充で対応しきれない状況が見込まれます。待機児童を出さないための緊急避難的な対策として、施設及び保育士配置基準を満たす施設において、年度当初からの定員の弾力化も行いながら入所児童の定員増を図るよう、確保方策を設定しました。」 あわせて、定員の弾力化の意味・内容について、用語の解説を追記します。
6	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	II 地域子ども・子育て支援事業の見直し (1) 利用者支援に関する事業	1	6 利用者支援に関する事業について 見直し前及び見直し後の表の区分については、「量の見込み」は利用者支援か所数に、「確保方策」は利用者支援可能か所数と表現した方が一般市民には分かりやすいと思われる。	「量の見込み」「確保方策」は、本計画策定時に国から示された表現であり、この文言を使用することとされていましたが、ご意見のとおり、分かりにくい表現となっていますので、用語の解説を追記します。
7	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	II 地域子ども・子育て支援事業の見直し (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1	7 放課後児童健全育成事業について (1) 見直し前及び見直し後の表の区分については、「量の見込み」は児童クラブ入会希望者数及び児童クラブ数に、「確保方策」は児童クラブ入会可能児童数及び入会可能児童クラブ数と表現した方が一般市民には分かりやすいと思われる。	「量の見込み」「確保方策」は、本計画策定時に国から示された表現であり、この文言を使用することとされていましたが、ご意見のとおり、分かりにくい表現となっていますので、用語の解説を追記します。
8	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	II 地域子ども・子育て支援事業の見直し (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	2	7 放課後児童健全育成事業について (2) 4～6年生の児童クラブ利用について、29年度の実績では利用希望者数に対し38人が利用できなかった結果となっている。30年度は49人が利用できない見込みとなっている。課題や今後の対応策について記載すべきではないか。	課題や今後の対応策については、本編12ページ【確保方策見直しの考え方】に記載しています。

「出雲市子ども・子育て支援事業計画(いきいきこどもプラン)中間年における見直し(案)」へのご意見(パブリックコメント)と市の考え方

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
9	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の見直し (3) 乳児家庭全戸訪問事業	1	8 乳児家庭全戸訪問事業について 見直し前及び見直し後の表の区分については、「量の見込み」は訪問先人数、「確保方策」は全戸訪問実施体制と表現した方が一般市民には分かりやすいと思われる。	「量の見込み」「確保方策」は、本計画策定時に国から示された表現であり、この文言を使用することとされていましたが、ご意見のとおり、分かりにくい表現となっていますので、用語の解説を追記します。
10	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の見直し (4) 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)	1	9 一時預かり事業について (1)見直し前及び見直し後の表の区分については、「量の見込み」は一時預かり希望児童数に、「確保方策」は一時預かり可能児童数と表現した方が一般市民には分かりやすいと思われる。	「量の見込み」「確保方策」は、本計画策定時に国から示された表現であり、この文言を使用することとされていましたが、ご意見のとおり、分かりにくい表現となっていますので、用語の解説を追記します。
11	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の見直し (4) 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)	2	9 一時預かり事業について (2)「教育利用を希望する場合は、ほぼ1号認定となるため全て1号認定による利用として見込むこととした」と記されているが、なぜ、従来2号認定とされていたものが1号認定となるのか一般市民には分かりにくいと思われる。 30年度の一時預かり希望児童数90,587人について、1日当たり16人として26の幼稚園で一時預かりを実施するとすれば、1幼稚園について平均で年間217日預かることになる。2号認定による利用見込みが0となっているが、1号認定子どもに対する保護者の短期パートタイム就労等による一時預かりというよりも、保護者のニーズに対応した見直し前の2号認定子どもに対する預かり事業とするのが適当ではないか。	平成26年度の当初計画策定時において、前年度に国が示した計画策定に係る「手引き」に従い、2号認定の教育利用というカテゴリーを設けておりました。 しかし、保護者の就労状況が2号認定になる方であっても、幼稚園はそもそも就労要件を必要としないことから、今では幼稚園希望の全ての方が就労証明等の不要な1号認定の申請をされているのが実態です。あえて2号認定の教育利用を区分する必要性も低く、また保護者にとっては特段の利点もないことから、今後も2号認定の教育利用希望者はないものと見込みました。 なお、幼稚園及び認定こども園における預かり事業は、1号、2号の認定区分によらず、在籍園児であれば誰でも利用できます。 幼稚園の一時預かり事業は、1園あたり1日約16人の利用で実施日が217日ですが、16人の同じ子どもが年間217日間利用したというものではありません。この事業は、利用者を固定することなく、保護者が必要とする時に利用できるように年間217日実施しているものです。

「出雲市子ども・子育て支援事業計画(いきいきこどもプラン)中間年における見直し(案)」へのご意見(パブリックコメント)と市の考え方

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
12	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の見直し (5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業:就学後)	1	10 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート)について (1)見直し前及び見直し後の表の区分については、「量の見込み」は援助希望児童数に、「確保方策」は援助可能児童数と表現した方が一般市民には分かりやすいと思われる。	「量の見込み」「確保方策」は、本計画策定時に国から示された表現であり、この文言を使用することとされていましたが、ご意見のとおり、分かりにくい表現となっていますので、用語の解説を追記します。
13	3.【当初事業計画 第4章】5か年事業計画(量の見込み・確保方策)の見直し	Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の見直し (5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業:就学後)	2	10 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート)について (2)利用実績、見直し前及び見直し後の表の単位が「人日」となっているが、援助の実人数も記載した方が支援の実態が分かりやすいと思われる。	17ページ【見直し後】の表下に、平成27・28年度の援助を依頼された実人数も記載することといたします。
14	全般		1	11 PDCAサイクルによる事業・取組の検証・評価について 今回の事業計画の見直しについては、出雲市子ども・子育て会議の議論を経て平成30・31年度の教育・保育施設の利用見込み児童数や教育・保育施設ごとの受入可能児童数、放課後児童クラブの利用見込み児童数や利用可能児童数、一時預かり希望児童数や預かり可能児童数などについての数値の見直しを図ることとされている。 計画期間中は毎年度、事業計画の進捗状況について点検・評価を行い、次年度の効果的な事業の実施に資するため、各事業・取組についてPDCAサイクル(計画・実行・検証・改善)による検証・評価を実施する旨を本計画に項目を立てて記述すべきである。	ご指摘のとおり、PDCAサイクルによる点検・評価を実施すべきと考えており、平成26年度に策定した当初計画の第5章「計画の進行管理」において、下記のとおり記載しております。 ・計画の適切な進行管理のため、毎年度、『出雲市子ども・子育て会議』において、本計画に基づく施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します(PDCAサイクルによる進行管理)。 ・特に、前章(第4章)の「量の見込み」「確保の内容」については、必要がある場合は、平成29年度を目途に計画を見直します。 計画の中間年における見直しを行った後も、この記述に基づき、毎年度計画の進行管理を行ってまいります。

「出雲市子ども・子育て支援事業計画(いきいきこどもプラン)中間年における見直し(案)」へのご意見(パブリックコメント)と市の考え方

意見番号	項目	小項目	項目番号	意見内容	市の考え方
15	全般		2	<p>12 用語の定義について</p> <p>本計画が実効性の高いものとなるためには、子育て中の親だけではなく地域の教育の担い手として広く市民の理解・認識が深まることが重要であり、用語の定義について幼児教育・保育等の関係者には常識と思われても、一般市民には必ずしも正確に理解されているとは限らないため、例えば次のような用語については注釈を付ける必要があると思われる。</p> <p>認定こども園、教育標準時間(時間帯・時間数等)、保育標準時間、保育短時間</p>	<p>用語の意味・内容が分かりにくいものについては、本編最後に用語解説を追記します。</p>
16	資料編		3	<p>13 計画の資料編について</p> <p>就学前児童の教育・保育施設の利用状況や保育所・幼稚園の入所・入園児童数及び定員数等について平成29年度に更新された「子どもや子育て家庭を取り巻く状況」が本計画に資料として添付されていない。</p> <p>計画に対する市民の理解・認識が深まるよう本計画の資料編として、「子どもや子育て家庭を取り巻く状況」及び「子ども・子育て会議委員名簿」を添付すべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、資料編として「子どもや子育て家庭を取り巻く状況」及び「出雲市子ども・子育て会議委員名簿」を掲載いたします。</p>